

区民委員会報告資料

令和 8 年 8 月 1 8 日

報告事項件名	頁
1 令和 8 年度当初課税における特別区民税等の調定額について	2
2 主要収納金の決算見込みについて	4
3 令和 7 年度足立区納付案内センターの稼働実績について	9
4 外国語による納付勧奨メッセージのSMS送信開始について	13
5 令和 8 年度国民健康保険料の賦課状況について	15
6 令和 8 年度高額療養費自己負担限度額等の見直しについて	17
7 後期高齢者医療保険料の子ども・子育て支援金の段階的改定 について	19

(区 民 部)

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件名

令和8年度当初課税における特別区民税等の調定額について

所管部課名

区民部課税課

1 調定額

令和8年度の当初課税（令和8年6月30日現在の特別区民税・軽自動車税の課税状況）における調定額は、前年度と比較して特別区民税、軽自動車税ともに増額になった。

表1 調定額の比較

令和8年6月30日現在

区 分		7年度調定額 A	8年度調定額 B	増減額 B－A	前年度比 B／A	
特別 区 民 税	普通徴収	11,955,631千円	12,925,578千円	969,947千円	108.11%	
	特別 徴 収	給与	39,843,197千円	42,667,129千円	2,823,932千円	107.09%
	年金	1,169,623千円	1,262,346千円	92,723千円	107.93%	
	合 計	52,968,451千円 387,514人	56,855,053千円(C) 392,200人	3,886,602千円(D) 4,686人(E)	107.34% 101.21%	
軽 自 動 車 税	軽自動車税 (旧種別割)	584,503千円 97,296台	596,885千円 97,874台	12,382千円 578台	102.12% 100.59%	
	環境性能割 (R8.4～廃止)	11,999千円 509台	11,381千円(※1) 432台	△618千円 △77台	94.85% 84.87%	
	合 計	596,502千円 97,805台	608,266千円 98,306台	11,764千円(F) 501台(G)	101.97% 100.51%	

2 調定額の主な増減理由

(1) 特別区民税調定額は約569億円（表1（C））となり、前年度と比較して約38億9千万円の増額（表1（D））となった。これは、東京都最低賃金の上昇（令和6年1，163円→令和7年1，226円）や納税義務者が4,686人増加（表1（E））したことが影響したと想定される。

(2) 軽自動車税調定額は総課税台数が501台増加（表1（G））し、新税率・重課税率適用の車種が増加したことにより、合計約1,200万円の増額（表1（F））となった。

※1 8年度調定額は、環境性能割廃止に伴う経過措置分である。

(参考) 納税義務者数

令和8年6月30日現在

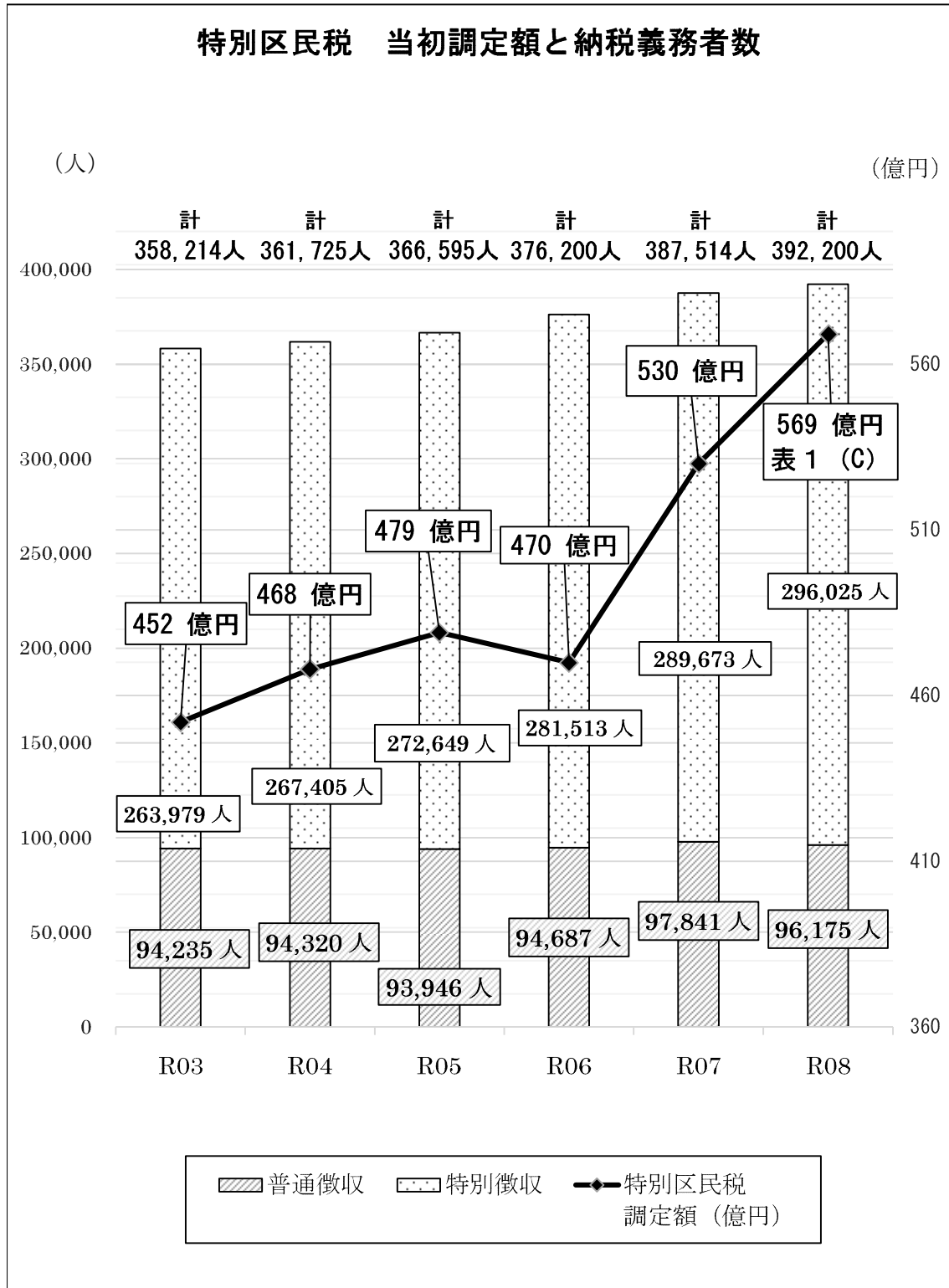
区 分	7年度納税 義務者数 A	8年度納税 義務者数 B	増減 B－A	前年度比 B／A
普通徴収（納付書納付）	97,841人	96,175人	△1,666人	98.30%
特別徴収 （給与から天引きされ ている方）	270,326人	276,057人	5,731人	102.12%
特別徴収 （年金から天引きさ れている方）	19,347人	19,968人	621人	103.21%
合 計	387,514人	392,200人	4,686人	101.21%

内 容

3 今後の方針

扶養調査など、申告漏れや申告誤りの是正に取り組む。

(参考) 過去 6 年間の推移



区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件名	主要収納金の決算見込みについて
所管部課名	区民部納税課 国民健康保険課、高齢医療・年金課、産業経済部企業経営支援課、福祉部福祉管理課、親子支援課、介護保険課、生活支援推進課、都市建設部住宅課、学校運営部学務課、子ども家庭部保育・入園課、学童保育課
内容	収納率向上対策委員会で、16の主な債権の令和7年度決算見込みの収納率、収納額、不納欠損額を取りまとめたので、以下のとおり報告する。 1 令和7年度の収納状況と主な取組について (1) 収納状況 主要収納金の収納額合計は、約926億5千万円余で前年度比約54億円余の増（下表「主要収納金決算見込み数値」収納額合計欄の①参照、括弧内数値が増減額）となった。 (2) 主な取組 ア 期限内納付の促進（特別区民税） 区施設や税務署などの関係機関でのチラシ配布・ポスター掲示、SNS等による情報発信を行い、期限内納付の意識啓発を図った。 イ 金融機関への預貯金照会の電子化（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料） 財産調査結果の迅速な受領を可能にする電子照会を導入し、速やかな差押え、執行停止の処理に努めた。 ウ 外国語による督促状・催告書の送付（後期高齢者医療保険料、保育料） 滞納している外国人に対し、外国語に翻訳した督促状・催告書を送付した。 2 令和7年度の特徴について (1) 特別区民税の収納増（下表 No.1） 定額減税の影響が無くなったことにより、収納額が59億円余増加した。 (2) 国民健康保険料の収納減（下表 No.3） 一人当たりの保険料の減および被保険者数の減により、収納額が8億円余減少した。 (3) 保育料の収納減（下表 No.15） 保育料第1子無償化の影響により、収納額が4億円余減少した。

3 主要収納金決算見込み数値

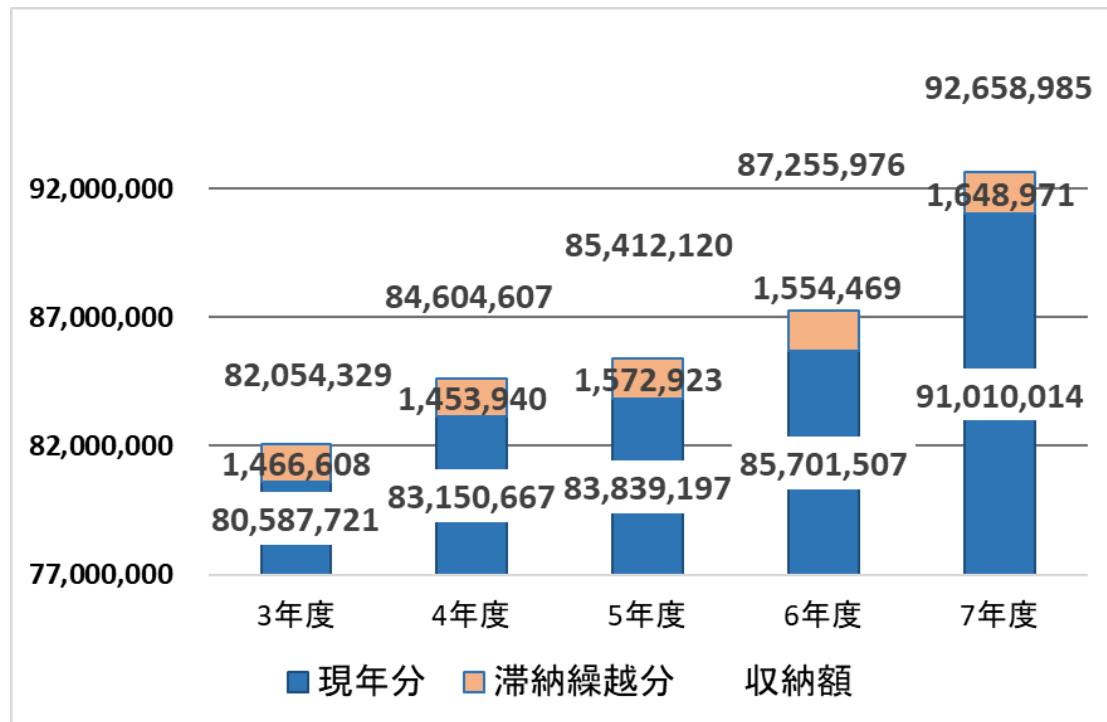
(単位：千円 下段は前年度との増減、順位は前年度順位)
(千円未満四捨五入を行っているため積算値が一部一致しない)

No.	債権名	区分	収納額 (※1)	収納率(%)	不納欠損額 (※2)	23区 順位 (※3)
1	特別区民税 (納税課)	現年分	53,100,873 (5,923,678)	98.47 (▲0.05)	264,825 (▲22,487)	21 (22)
		滞納繰越分	559,883 (32,024)	45.92 (5.86)		
		計	53,660,756 (5,955,702)	97.31 (0.36)		
2	軽自動車税 【種別割】 (納税課)	現年分	565,699 (12,350)	97.12 (0.09)	9,376 (▲1,495)	20 (21)
		滞納繰越分	9,507 (▲628)	22.97 (0.67)		
		計	575,206 (11,722)	92.20 (0.69)		
3	国民健康保険料 (国民健康保険課)	現年分	14,625,832 (▲879,515)	88.16 (0.18)	843,375 (▲82,195)	21 (19)
		滞納繰越分	796,330 (49,891)	22.83 (▲1.16)		
		計	15,422,162 (▲829,624)	76.81 (▲1.57)		
4	後期高齢者医療保険料 (高齢医療・年金課)	現年分	8,246,927 (487,658)	99.36 (▲0.01)	35,491 (17,200)	7 (7)
		滞納繰越分	39,308 (6,683)	40.80 (▲0.91)		
		計	8,286,235 (494,341)	98.69 (▲0.10)		
5	介護保険料 (介護保険課)	現年分	13,221,871 (220,969)	99.16 (0.08)	78,866 (▲5,438)	9 (10)
		滞納繰越分	83,722 (6,173)	29.22 (1.91)		
		計	13,305,593 (227,142)	97.69 (0.13)		
6	信用保証料補助金返還金 (企業経営支援課)	現年分	27,580 (▲10,233)	91.99 (▲4.45)	341 (278)	
		滞納繰越分	813 (812)	40.94 (40.79)		
		計	28,393 (▲9,421)	88.82 (▲6.04)		
7	応急小口資金貸付金 (福祉管理課)	現年分	786 (▲157)	78.17 (▲15.92)	0 (0)	
		滞納繰越分	69 (▲127)	6.54 (▲9.94)		
		計	855 (▲284)	41.62 (▲10.45)		
8	生業資金貸付金等福祉部貸付金 (福祉管理課)	現年分	457 (0)	100.00 (0.00)	810 (▲809)	
		滞納繰越分	1,315 (▲254)	4.25 (▲0.35)		
		計	1,772 (▲254)	5.65 (▲0.21)		

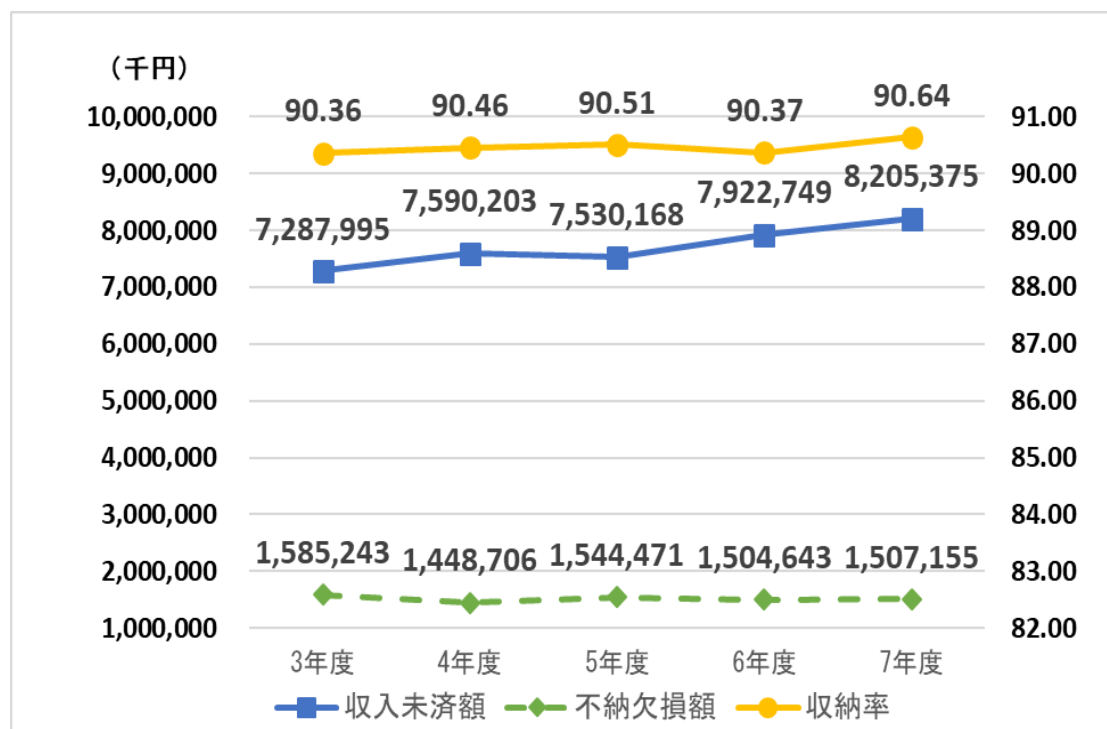
No.	債権名	区分	収納額 (※1)	収納率 (%)	不納欠損額 (※2)
9	児童扶養手当 返還金 (親子支援課)	現年分	8,425 (2,810)	77.84 (0.86)	3,511 (1,974)
		滞納繰越分	3,229 (820)	13.55 (4.32)	
		計	11,654 (3,630)	33.64 (9.61)	
10	児童育成手当 返還金 (親子支援課)	現年分	2,051 (1,604)	44.80 (10.39)	2,339 (2,123)
		滞納繰越分	1,088 (▲98)	12.50 (▲0.31)	
		計	3,139 (1,506)	23.63 (8.16)	
11	児童手当返還 金 (親子支援課)	現年分	6,540 (1,330)	72.91 (10.21)	140 (▲535)
		滞納繰越分	1,629 (▲114)	19.85 (▲3.31)	
		計	8,169 (1,216)	47.56 (3.65)	
12	生活保護費返 還金 (生活支援推進課)	現年分	333,502 (▲50,312)	43.30 (▲5.44)	267,277 (96,097)
		滞納繰越分	142,118 (1,071)	5.56 (▲0.16)	
		計	475,620 (▲49,241)	14.30 (▲1.84)	
13	一般区営住宅 使用料 (住宅課)	現年分	158,222 (1,744)	99.64 (▲0.20)	0 (0)
		滞納繰越分	494 (▲394)	96.48 (18.93)	
		計	158,716 (1,350)	99.63 (▲0.05)	
14	育英資金貸付 償還金 (学務課)	現年分	62,800 (▲9,751)	93.25 (▲2.46)	237 (▲1,037)
		滞納繰越分	2,450 (▲617)	9.94 (▲1.98)	
		計	65,250 (▲10,368)	70.93 (▲3.55)	
15	保育料 (保育・入園課)	現年分	340,207 (▲405,203)	99.96 (0.48)	282 (▲1,190)
		滞納繰越分	5,304 (▲572)	60.92 (7.38)	
		計	345,511 (▲405,775)	98.98 (0.16)	
16	学童保育室保 護者負担金 (学童保育課)	現年分	308,242 (11,536)	99.79 (0.35)	285 (27)
		滞納繰越分	1,712 (▲170)	48.62 (1.73)	
		計	309,954 (11,366)	99.21 (0.47)	
	合計	現年分	91,010,014 (5,308,508)	96.38 (0.23)	1,507,155 (2,513)
		滞納繰越分	1,648,971 (94,500)	21.14 (0.20)	
		計	92,658,985 (5,403,008) …①	90.64 (0.27)	

- ※ 1 収納額は、納めすぎなどにより返還すべき額のうち未返還の額を含む。
- ※ 2 不納欠損額とは、調査等の結果、今後も徴収を見込めず、納付義務を消滅させた額
- ※ 3 4 公金及び軽自動車税についてのみ 2 3 区順位を掲載する。
2 3 区順位は現年分と滞納繰越分を合わせた収納率の順位。

【参考 1】過去 5 年間の主要収納金収納額（合計）の推移



【参考 2】過去 5 年間の主要収納金収納率、不納欠損額及び収入未済額(※ 4)（合計）の推移



- ※ 4 収入未済額とは収入すべき額のうち、その年度に収入できなかった額。収入未済額が減ること、収納状況が健全化する。

4 今後の方針

収納率向上対策委員会において情報共有を行い、以下のような対策に所管横断的に取り組んでいく。

- (1) 延滞金の徴収（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料）
令和8年度分以降の保険料について定められた納期限までに納められなかった場合、延滞金の徴収を行う。
- (2) 外国語によるSMS送信（4 公金）
滞納している外国人に対し、外国語によるSMS発信を行うことによって、納付の勧奨を行う。

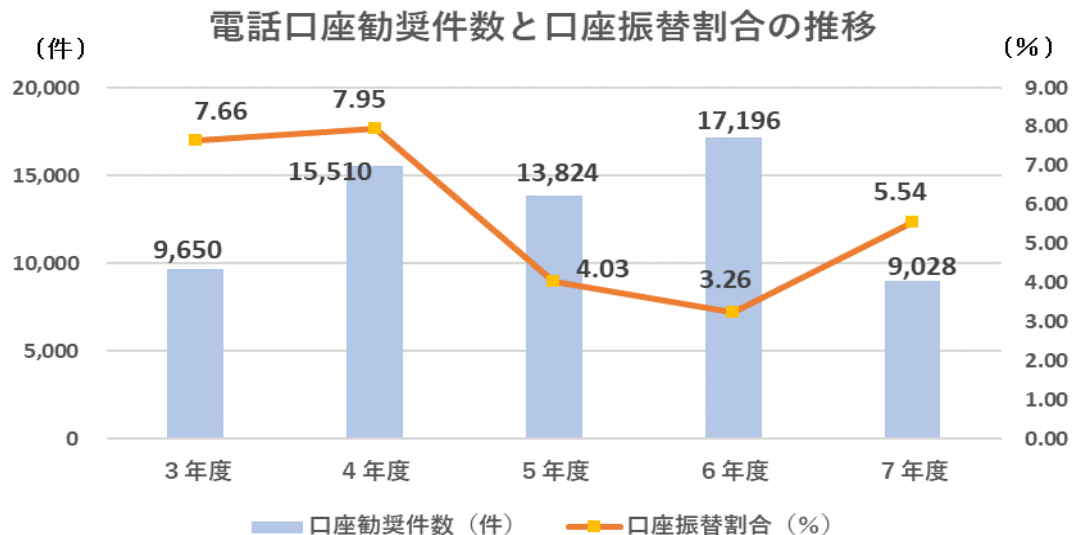
区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件名	令和7年度足立区納付案内センターの稼働実績について																																				
所管部課名	区民部特別収納対策課																																				
内容	納付案内センター（概要は11ページ参照）は、特別区民税や国民健康保険料等の滞納防止及び自主納付の動機付けや納期限を経過した対象者と早期に接触するため、電話や訪問、SMSによる納付勧奨を行っている。 令和7年度の稼働実績について、以下のとおり報告する。 1 納付案内センターの稼働実績 (1) 電話勧奨 令和7年度に納付済の方との行き違いトラブルを回避するため、特別区民税は納付確認ができる一定期間後に電話勧奨することに変更した。このため6年度と比較して勧奨数3.1%、納付金額が約1億円減少した。 ※ 令和7年度から下記（4）イのSMSによる督促状送付案内を開始した。 電話勧奨件数と納付金額の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>電話勧奨件数 (件)</th><th>納付金額 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>3年度</td><td>78,782</td><td>259,622</td></tr><tr><td>4年度</td><td>88,047</td><td>367,243</td></tr><tr><td>5年度</td><td>74,354</td><td>264,318</td></tr><tr><td>6年度</td><td>97,458</td><td>369,111</td></tr><tr><td>7年度</td><td>94,432</td><td>267,702</td></tr></tbody></table> (2) 訪問勧奨 訪問勧奨時に本人と会えない場合は、文書を投函する「差置き」を実施した。令和7年度は各課からの依頼件数の増加に加え、新たに国民健康保険料の訪問（差置き）を実施したため、昨年度と比べ訪問勧奨件数を伸ばしたが、納付金額は微減となった。 訪問（差置き含む）勧奨件数と納付金額の推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>訪問勧奨件数 (件)</th><th>納付金額 (千円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>3年度</td><td>2,306</td><td>6,242</td></tr><tr><td>4年度</td><td>3,863</td><td>8,679</td></tr><tr><td>5年度</td><td>3,757</td><td>4,825</td></tr><tr><td>6年度</td><td>4,757</td><td>17,671</td></tr><tr><td>7年度</td><td>8,042</td><td>17,448</td></tr></tbody></table>	年度	電話勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)	3年度	78,782	259,622	4年度	88,047	367,243	5年度	74,354	264,318	6年度	97,458	369,111	7年度	94,432	267,702	年度	訪問勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)	3年度	2,306	6,242	4年度	3,863	8,679	5年度	3,757	4,825	6年度	4,757	17,671	7年度	8,042	17,448
年度	電話勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)																																			
3年度	78,782	259,622																																			
4年度	88,047	367,243																																			
5年度	74,354	264,318																																			
6年度	97,458	369,111																																			
7年度	94,432	267,702																																			
年度	訪問勧奨件数 (件)	納付金額 (千円)																																			
3年度	2,306	6,242																																			
4年度	3,863	8,679																																			
5年度	3,757	4,825																																			
6年度	4,757	17,671																																			
7年度	8,042	17,448																																			

(3) 電話による口座振替勧奨

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、保育料について実施している。昨年度と比較して口座振替勧奨件数は減少したものの、500件(昨年度は560件)の口座振替新規加入につなげることで口座振替割合は上昇した。



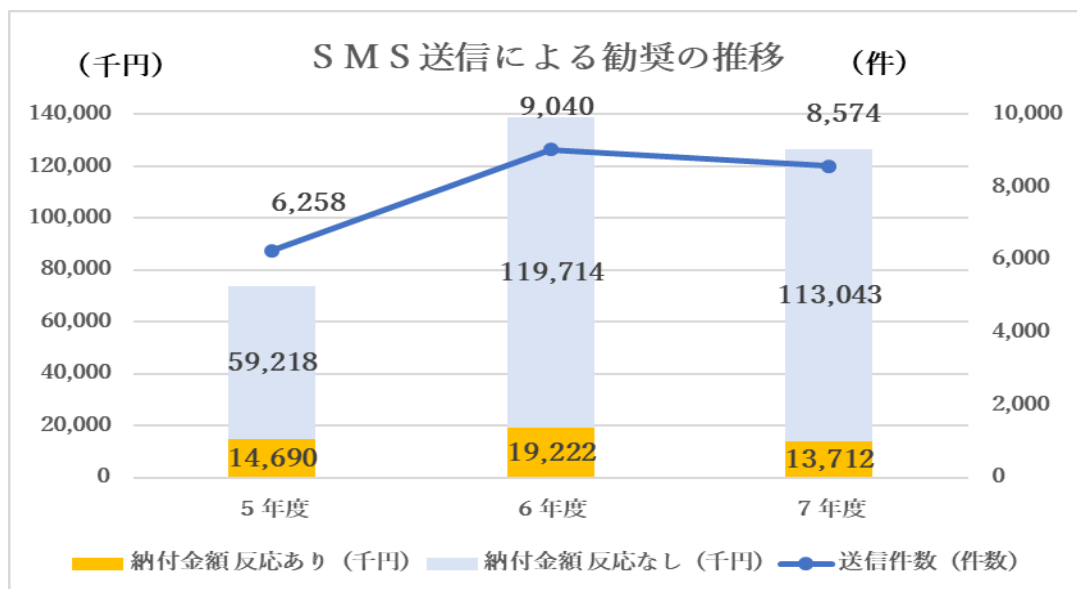
※ 口座振替割合は「口座振替新規加入数」／「電話口座勧奨件数」(%)

(4) SMS送信による勧奨

複数の携帯電話やスマートフォンの電話番号に一齐にメッセージを送信できるSMS送信サービス(ショート・メッセージ・サービス)による納付勧奨を行っている。

ア SMSの実績(納付勧奨)

電話勧奨に応答がなかった場合にSMS送信するため、上記1(1)の電話勧奨件数の減少に伴い、送信件数及び納付金額は昨年度を下回る結果となった。



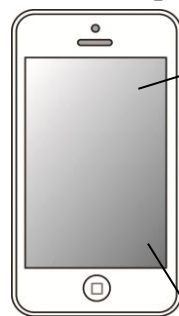
※ 反応ありは送信したメッセージに対して折り返しの連絡があったもの
 ※ 反応なしは送信したメッセージに対して折り返しの連絡がなかったもの
 ※ 納付件数・納付金額は、メッセージ送信後2か月以内に納付された件数及び金額である

イ SMS送信実績（その他案内）

督促状送信案内や口座振替日案内など納付勧奨以外のSMS送信実績は昨年度と比較して大幅に増加した。（単位：件）

送信内容		送信件数
1	特別区民税・都民税督促状送付案内 【新規】	6,305
2	特別区民税・都民税口座振替日案内	341
3	国民健康保険料口座振替新規加入キャンペーン	1,142
4	介護保険料口座振替日案内	1,633
5	介護保険料口座勧奨案内	615
6	学童保育室保護者負担金督促状送付案内	2,330
合 計		12,366

【送信イメージ】



《納付勧奨メッセージ》

足立区納付案内センターです。〇月〇日、〇〇〇の件でお電話しましたが繋がらず、メッセージ送信させていただきました。お手数ですが03-3880-8661 か 03-3880-8651 までご連絡ください。※このSMSは送信専用番号のため、返信は受けられません。

《口座振替日案内メッセージ》

足立区納付案内センターです。〇〇月〇〇日は〇〇〇第〇期の口座振替日です。事前に残高の確認をお願いいたします。問合せ先：〇〇課 03-〇〇〇〇-〇〇〇〇
※このSMSは送信専用番号のため返信は受けられません。

【参考】

納付案内センターの概要

- 1 業務体制（令和8年5月1日現在）
 - （1）業務責任者1名
 - （2）副業務責任者2名
 - （3）電話または訪問による納付勧奨業務従事者9名

2 業務時間

- （1）月・火・金 11時～20時
- （2）土・日・祝 10時～19時
- （3）水・木 休業日

※ なお、年末年始と庁舎閉館日等は休業

3 経費

令和7年度委託料 55,015千円
（令和6年度委託料 50,315千円）

4 委託事業者

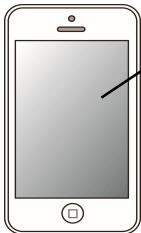
株式会社アイティフォー・ベックス

2 今後の方針

- (1) 電話勧奨やSMS送信による勧奨等の納付金額は減少したものの、全体で約4億1千万円の納付効果があった。引き続き電話や訪問等の勧奨に努めていく。
- (2) 令和7年度に導入したシステムにより、送信件数を大幅に増加させることができたうえ、外国語でのSMS送信も可能になったため、SMSのより効果的な活用に取り組んでいく。

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件 名	外国語による納付勧奨メッセージのSMS送信開始について								
所管部課名	区民部特別収納対策課 納税課、国民健康保険課、高齢医療・年金課								
内 容	3 公金（特別区民税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料）で「外国語による納付勧奨メッセージのSMS送信」を令和8年11月から開始するため、報告する。 1 SMS送信とは 複数の携帯電話やスマートフォンの電話番号に一斉にメッセージを送信できるSMS送信サービス（ショート・メッセージ・サービス） 2 目的 外国語SMS送信で外国人滞納者との接触を図り、納付や納付相談につなげる。 3 開始月 令和8年11月から開始する。 4 対象者 3 公金の督促後、日本語のSMS送信に応答が無い外国人滞納者（永住者及び特別永住者は除く） 5 送信イメージ（特別区民税の場合） 《納付勧奨メッセージ》  足立区納付案内センターです。足立区納税課から特別区民税について、大切なお知らせがあります。 お手数ですが、納税課〇〇係（03-〇〇〇〇-〇〇〇〇）までご連絡ください。 ※このSMSは送信専用のため返信は受けられません。 ※ 実際のメッセージは、外国人滞納者の国籍に応じた外国語となります。 6 送信言語（6言語） 英語、中国語、韓国語、ベトナム語、ネパール語、ミャンマー語 7 送信件数（令和8年度の見込み） <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象債権</th><th style="text-align: center;">送信件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">特別区民税</td><td style="text-align: center;">約 3, 4 0 0</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">国民健康保険料</td><td style="text-align: center;">約 3, 0 0 0</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">後期高齢者医療保険料</td><td style="text-align: center;">5 件程度</td></tr> </tbody> </table>	対象債権	送信件数	特別区民税	約 3, 4 0 0	国民健康保険料	約 3, 0 0 0	後期高齢者医療保険料	5 件程度
対象債権	送信件数								
特別区民税	約 3, 4 0 0								
国民健康保険料	約 3, 0 0 0								
後期高齢者医療保険料	5 件程度								

	8 今後の方針
--	----------------

	納付が困難な方には、個々の実情に寄り添い丁寧な対応をしていく。
--	---------------------------------

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件 名	令和 8 年度国民健康保険料の賦課状況について																								
所管部課名	区民部国民健康保険課																								
内 容	令和 8 年度国民健康保険料の当初賦課処理を実施し、保険料決定通知書及び上半期の納付書を 6 月 1 0 日付けで発送したので、以下のとおり報告する。																								
	1 6 月調定における賦課額・世帯数の比較（現年分のみ）																								
	<table><tr><td></td><td>7 年度</td><td>8 年度</td><td>増減</td><td>前年度比</td></tr><tr><td>賦課額</td><td>16, 461, 202 千円</td><td>16, 975, 468 千円</td><td>514, 266 千円</td><td>3. 12%</td></tr><tr><td>世帯数</td><td>94, 071 世帯</td><td>93, 586 世帯</td><td>△485 世帯</td><td>△0. 52%</td></tr><tr><td>1 世帯当たりの賦課額</td><td>174, 987 円</td><td>181, 389 円</td><td>6, 402 円</td><td>3. 66%</td></tr></table>		7 年度	8 年度	増減	前年度比	賦課額	16, 461, 202 千円	16, 975, 468 千円	514, 266 千円	3. 12%	世帯数	94, 071 世帯	93, 586 世帯	△485 世帯	△0. 52%	1 世帯当たりの賦課額	174, 987 円	181, 389 円	6, 402 円	3. 66%				
		7 年度	8 年度	増減	前年度比																				
	賦課額	16, 461, 202 千円	16, 975, 468 千円	514, 266 千円	3. 12%																				
	世帯数	94, 071 世帯	93, 586 世帯	△485 世帯	△0. 52%																				
	1 世帯当たりの賦課額	174, 987 円	181, 389 円	6, 402 円	3. 66%																				
	【令和 7 年度との比較とその要因】																								
	（1）賦課額の増加																								
	ア 1 世帯当たりの賦課額は、令和 7 年度の 174, 987 円から 181, 389 円に 6, 402 円増加した。																								
イ 主な要因は、①子ども・子育て支援金分の賦課・徴収の開始（1 世帯当たりの賦課額 4, 333 円）、②支援金分及び介護分保険料の所得割率が令和 7 年度比で増加したことである（支援金分 2. 69%→2. 80%、介護分 2. 25%→2. 43%）。																									
（2）世帯数の減少																									
①社会保険加入（約 19, 100 人）と②満 75 歳の年齢到達による後期高齢者医療制度への移行（約 5, 400 人）に伴い、485 世帯減少した。																									
2 軽減等の状況																									
（1）所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減（※1）																									
<table><tr><td></td><td>7 年度</td><td>8 年度</td><td>増減</td><td>前年度比</td></tr><tr><td>7 割軽減</td><td>25, 183 世帯 (26. 8%)</td><td>25, 425 世帯 (27. 2%)</td><td>242 世帯</td><td>0. 96%</td></tr><tr><td>5 割軽減</td><td>9, 199 世帯 (9. 8%)</td><td>8, 565 世帯 (9. 2%)</td><td>△634 世帯</td><td>△6. 89%</td></tr><tr><td>2 割軽減</td><td>6, 986 世帯 (7. 4%)</td><td>6, 900 世帯 (7. 4%)</td><td>△86 世帯</td><td>△1. 23%</td></tr><tr><td>合 計</td><td>41, 368 世帯 (44. 0%)</td><td>40, 890 世帯 (43. 7%)</td><td>△478 世帯</td><td>△1. 16%</td></tr></table>		7 年度	8 年度	増減	前年度比	7 割軽減	25, 183 世帯 (26. 8%)	25, 425 世帯 (27. 2%)	242 世帯	0. 96%	5 割軽減	9, 199 世帯 (9. 8%)	8, 565 世帯 (9. 2%)	△634 世帯	△6. 89%	2 割軽減	6, 986 世帯 (7. 4%)	6, 900 世帯 (7. 4%)	△86 世帯	△1. 23%	合 計	41, 368 世帯 (44. 0%)	40, 890 世帯 (43. 7%)	△478 世帯	△1. 16%
	7 年度	8 年度	増減	前年度比																					
7 割軽減	25, 183 世帯 (26. 8%)	25, 425 世帯 (27. 2%)	242 世帯	0. 96%																					
5 割軽減	9, 199 世帯 (9. 8%)	8, 565 世帯 (9. 2%)	△634 世帯	△6. 89%																					
2 割軽減	6, 986 世帯 (7. 4%)	6, 900 世帯 (7. 4%)	△86 世帯	△1. 23%																					
合 計	41, 368 世帯 (44. 0%)	40, 890 世帯 (43. 7%)	△478 世帯	△1. 16%																					
※1 世帯主および国民健康保険加入者全員の総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減する措置																									
※2 （ ）内は各年度の賦課世帯数に対する割合。小数点第 2 位以下端数があるため、各軽減割合を足しても合計の割合とは一致しない。																									

【令和7年度との比較とその要因】

満75歳の年齢到達による後期高齢者医療保険への移行に伴い、軽減世帯数は478世帯減少したが、賦課世帯数に対する割合は0.3ポイント減とほぼ横ばいであった。

（2）未就学児に係る均等割額軽減（※3）

総軽減割合	内訳1	内訳2	7年度	8年度	増減	前年度比
8.5割	7割	1.5割	478人	473人	△5人	△1.05%
7.5割	5割	2.5割	380人	295人	△85人	△22.37%
6割	2割	4割	286人	308人	22人	7.69%
未就学児に係る均等割額軽減のみ			1,383人	1,371人	△12人	△0.87%
合 計			2,527人	2,447人	△80人	△3.17%

内訳1 所得が一定基準以下の世帯に係る均等割額軽減割合

内訳2 未就学児に係る均等割額軽減割合

※3 就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置

【令和7年度との比較とその要因】

少子化による未就学児の国保加入者の減少に伴い、軽減の対象者が80人減少した。

（3）保険料が最高額（賦課限度額）（※4）に達した世帯数

	7年度	8年度	増減	前年度比
対象世帯数	1,920世帯 (2.04%)	1,839世帯 (1.97%)	△81世帯	△4.22%

※4 令和7年度109万円、令和8年度113万円

※5 () 内は賦課世帯数に対する割合

【令和7年度との比較とその要因】

医療分保険料の賦課限度額が1万円引き上げられたことに加え、医療分保険料の所得割率が0.20ポイント減少(7.71%→7.51%)したため、保険料が限度額に達した世帯数は81世帯減少した。

3 今後の方針

今後も資格取得・喪失届出や所得異動に基づき、適切な賦課業務を行っていく。

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件 名	令和8年度高額療養費自己負担限度額等の見直しについて				
所管部課名	区民部国民健康保険課、高齢医療・年金課				
内 容	高額療養費制度の持続可能性を高めるため、世代間・世代内の負担の公平や、負担能力に応じた負担を求める観点から、国により高額療養費の算定基準額が見直された。以下の通り、令和8年8月診療分から変更される。 1 制度概要 高額療養費制度は、家計に対する医療費の自己負担が過重なものとならないよう、自己負担を軽減する制度。 2 見直し内容 <table border="1"> <thead> <tr> <th>見直し時期</th><th>見直し内容</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和8年度 8月</td><td> ① 窓口で支払う自己負担額の上限の引上げ。 ② 1年を通じて支払った自己負担額に対して、年間の限度額を、現行の70歳以上の外来受診に加えて、入院を含めて全被保険者に新設。限度額を超えた部分について、年間高額療養費を支給（※） </td></tr> </tbody> </table> ※ 年間高額療養費の支給により、1年を通じて長期の療養がある世帯については、見直し前と同等又は負担減となる。詳細は、別紙「高額療養費の見直しについて」のとおり 3 今後の方針 (1) 被保険者への周知及び事務処理 被保険者に配付する「国保のてびき」、「後期高齢者医療制度のしくみ」、ホームページ、高額療養費支給申請書や後期高齢者医療保険料額決定通知書の同封物などにより周知を図る。 算定システムの修正等と検証を的確に行い、事務処理に万全を期する。 (2) 令和9年8月の見直しについて 令和9年の見直し内容については、今後内容が確定しだい報告する。	見直し時期	見直し内容	令和8年度 8月	① 窓口で支払う自己負担額の上限の引上げ。 ② 1年を通じて支払った自己負担額に対して、年間の限度額を、現行の70歳以上の外来受診に加えて、入院を含めて全被保険者に新設。限度額を超えた部分について、年間高額療養費を支給（※）
見直し時期	見直し内容				
令和8年度 8月	① 窓口で支払う自己負担額の上限の引上げ。 ② 1年を通じて支払った自己負担額に対して、年間の限度額を、現行の70歳以上の外来受診に加えて、入院を含めて全被保険者に新設。限度額を超えた部分について、年間高額療養費を支給（※）				

高額療養費の見直しについて(令和 8 年 8 月から)

別 紙

所得区分		現行		令和8年8月～		
70 歳未満 旧ただし書所得	70 歳以上 課 税 所 得	月額上限 <多数回該当>	外来特例 (70歳以上)	月額上限 <多数回該当>	年間上限	外来特例 (70歳以上)
901 万円超	690 万円 以上	252,600 円 +医療費 842,000 円を超えた 1% <140,100 円>		270,300 円 +医療費 901,000 円を超えた 1% <140,100 円>	1,680,000 円	
600 万円超 ～901 万円	380 万円 以上	167,400 円 +医療費 558,000 円を超えた 1% <93,000 円>		179,100 円 +医療費 597,000 円を超えた 1% <93,000 円>	1,110,000 円	
210 万円超 ～600 万円	145 万円 以上	80,100 円 +医療費 267,000 円を超えた 1% <44,400 円>		85,800 円 +医療費 286,000 円を超えた 1% <44,400 円>	530,000 円	
210 万円 以下	145 万円 未満	57,600 円 <44,400 円>	18,000 円 (年 144,000 円)	61,500 円 <44,400 円>	530,000 円 (※)	22,000 円 (年 216,000 円)
(非課税)70 歳未満		35,400 円 <24,600 円>		36,900 円 <24,600 円>	290,000 円	
(非課税)70 歳以上		24,600 円	8,000 円	25,700 円 <24,600 円>	290,000 円	11,000 円 (年 96,000 円)
(非課税)70 歳以上 ※一定所得以下		15,000 円	8,000 円	15,700 円	180,000 円	8,000 円

※70 歳未満の旧ただし書所得 86 万円未満及び、70 歳以上の課税所得 28 万円未満の場合は、年間上限 410,000 円を適用。

区民委員会報告資料

令和8年8月18日

件名	後期高齢者医療保険料の子ども・子育て支援金の段階的改定について
所管部課名	区民部高齢医療・年金課
内 容	「子ども・子育て支援金」は、国が定めた子ども未来戦略「加速化プラン」に基づき児童手当の拡充等の財源とするため、社会保険料に合算される形で令和8年度から導入され、令和10年度に向けて段階的に増額される予定である。 保険者である東京都後期高齢者医療広域連合における今後の賦課スケジュールおよび試算案について報告する。 1 対象 後期高齢者医療制度に加入している約95,000人 2 保険料のうち、子ども・子育て支援金分の算定内訳（令和8年度） 1人当たり（年額）：均等割額1,300円＋所得割額0.26% 3 保険料のうち、子ども・子育て支援金額の試算案 (1) 令和8年度における足立区の平均的な金額 年額 約2,400円 月額 約200円 (2) 令和9年度（見込み額） 年額 約3,000円 月額 約250円 (3) 令和10年度（見込み額） 年額 約4,200円 月額 約350円 4 保険料改定案提示見込み時期 令和9年1月頃に東京都後期高齢者医療広域連合から提示される予定 5 今後の予定 (1) 保険料改定案が提示され次第、議会へ報告する。 (2) 保険料改定案確定後、速やかにあだち広報、区ホームページにて被保険者へ周知する。